

山形県ツキノワグマ管理計画の次期計画策定方針の検討について

現行計画の概要（山形県ツキノワグマ管理計画 H29.4～）	課題及び検討を要する事項	策定方針（案）
1 計画策定の目的及び背景（略）		
2 管理すべき鳥獣の種類 ツキノワグマ（ <i>Ursus thibetanus</i> ）		（ <i>Ursus thibetanus japonicus</i> ）
3 計画の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日	● 第4期となる計画期間	⇒ 令和4年4月1日～令和9年3月31日
4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域		
<p>5 ツキノワグマに関する現状</p> <p>(1) ツキノワグマの生息状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〈H13〉1,200～1,300頭前後 〈H17～19〉約1,500頭 〈H20～23〉約2,100頭 〈H24～28〉2,300～2,600頭前後 <p>(2) ツキノワグマの生息環境（略）</p> <p>(3) 山形県ツキノワグマ管理計画（保護管理計画）の計画期間における状況の変化</p> <p>ア 計画に基づく個体数管理の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲頭数〈～S42〉100頭以下 〈S43～H7〉ほぼ200頭以下 〈H8～〉200頭前後で推移 〈H18〉692頭（過去最大） 〈H19～27〉概ね150～250頭 <p>イ 人身被害・出没の傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山中での被害（山菜採り、キノコ採りなど）が多いが、H22に集落地内や市街地での出没が相次ぎ、H26、H28には市街地出没や人家侵入等の事案が発生した。 ・ 年間の人身被害発生件数は、H22の11件を最高に0～6件で推移している。 <p>ウ 農林業被害の傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〈S55～H7〉数百万円～2千万円で推移 〈H8～〉2千万円～5千万円で推移 〈H18〉1億6千万円と突出（人里への大量出没） 〈H19～27〉概ね2千万円～5千万円で推移 <p>(4) 第2期計画期末におけるツキノワグマの状況（略）</p>	<p>● 住宅地など人の生活圏でのクマの出没が増えたことにより、クマの出没傾向の変化に応じた対応についての記述が必要である。</p>	<p>⇒ 強いメッセージでの注意喚起（R2.11.4通知）等のクマ出没注意報の発出について記述する。</p>
<p>6 管理の目標</p> <p>(1) 基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマの地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な水準に管理するとともに、その行動域を適正な範囲に抑制し、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図り、人とツキノワグマとの適切な関係を構築することを目標 <p>(2) その方策と基本的な考え方</p> <p>ア ツキノワグマが活動又は出没する地域区分に応じた管理方針の策定、生息環境管理、被害防除対策及び捕獲対策を総合的に実施</p> <p>イ 計画期間末の目標生息数（H33年度末）を定め、これに基づき算出する年間捕獲水準を基準に春季捕獲（個体数調整）、有害捕獲、狩猟を推進</p> <p>ウ 継続的なモニタリングにより生息状況を把握し、これを個体数管理にフィードバックさせる</p>	<p>● 野生動物であるツキノワグマの個体数管理を厳密に行うことは困難であるが、出没の状況に応じて年度毎に捕獲水準を設定しつつ、計画期間で目標生息数となるように管理することが必要である。</p>	<p>⇒ 目標生息頭数を現行計画期末の目標生息頭数概ね2,000頭を基準（次回自然環境部会まで調整）とし、年度毎に捕獲水準を設定、これを基準に春季捕獲（個体数調整）、有害捕獲、狩猟を推進する。</p>
<p>7 具体的な管理目標と管理方式</p> <p>(1) 生息環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマが活動又は出没する地域の区分（主要生息域、緩衝地域、防除地域、排除地域）に応じた生息環境管理 <p>ア 主要生息域における管理方式（略）</p> <p>イ 緩衝地域における管理方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里山林の活用、林縁部の除草、藪等の下草刈り等により人の生活地域への侵入防止に努める <p>ウ 防除地域における管理方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な農作物などを人家や耕作地の周辺に放置しないように努め、地域住民と認識を共有し、刈払い、樹木の伐採、電気柵の設置など、必要な取組みへの誘導 <p>エ 排除地域における管理方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマを誘引しない環境の創出、下草刈りの実施によりツキノワグマが身を隠す場所をなくすように努める <p>(2) 被害管理と防除対策</p>	<p>● ゾーニング（地域区分）に応じた管理方針の再検討が必要である。</p> <p>● ツキノワグマの市街地等への出没が増えてきていることから、出没させないための生息環境管理や被害防除対策による環境管理とそれを担う人材及び団体の育成が必要である。</p> <p>● ツキノワグマ等の野生動物を寄せつけないための勉強（研修会）が必要である。</p>	<p>⇒ 地域が一体となった被害防除体制を築くため、地域の実情にあった鳥獣対策の在り方や助成制度の活用について習熟した鳥獣対策の地域リーダーの育成が必要である。</p>

<p>ア 防除地域における管理方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物被害の多い耕作地への電気柵の設置、ミツバチの巣箱の設置は人家周辺を避けて電気柵設置 <p>イ 排除地域における管理方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭菜園等の野菜、家庭から排出される生ゴミ等誘引物の除去、必要に応じた侵入防止柵の設置 <p>(3) 個体数管理</p> <p>ア 個体数管理の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度毎の捕獲数の目安を設定、許可捕獲と狩猟による捕獲数を対象にし、放獣数は除外 <p>イ 個体数管理の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年4月1日～平成34年3月31日 <p>ウ 本計画期末の目標となる生息数水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期及び第2期の計画の計画期首の推定生息数から計画期末(H33年度末)の推定生息数が概ね2,000頭になることを目標に各年度の捕獲数を調整 <p>エ 年度毎の捕獲水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期末(H33年度末)の推定生息数が概ね2,000頭になることを目標に各年度の捕獲水準を設定。捕獲実績数により補正し、管理の目安のため総合支庁単位の捕獲水準を年度毎に示す。 <p>オ 捕獲抑制措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期末に約2,000頭を下回る見通しとなった場合、特定鳥獣管理検討委員会の意見を聴き、翌年度、捕獲抑制措置を発動。捕獲抑制措置が発動した年度に、当該年度の捕獲水準を超えたことを目安に、追払い等捕獲以外の防除対策、狩猟の自粛を要請、春季捕獲許可割当て数削減の検討 <p>カ 捕獲数の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支庁は、月毎に取りまとめる捕獲数を速やかに市町村や農業団体、猟友会等に情報提供する。狩猟者に捕獲後のすみやかな捕獲個体調査票提出を求め、捕獲数を把握 <p>キ 捕獲方法についての考え方と捕獲許可の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○春季捕獲(3月から5月中旬頃まで) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長が申請者となって県が許可 ・ 奥山で銃により成獣(主にオス)を選択的捕獲 → 穴グマ捕獲、親子グマの捕獲はしない ・ 捕獲隊を編成して実施すること。生息状況調査を併せて実施すること。 ○有害捕獲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなにより出沒個体を捕獲(1申請に対し箱わな1基を原則) ・ 設置期間は10～15日程度(許可期間内)の出来るだけ短期間 → 誘引防止、負担軽減のため ○地域区分毎の許可方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合は市町村許可 ○狩猟(毎年11月15日から翌年2月15日まで) → 穴グマ捕獲、親子グマの捕獲はしない <p>ク 捕獲個体の取扱い及び捕殺個体の処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲個体調査票を提出すること ・ 本県で捕獲されたツキノワグマの肉について、平成24年10月に政府の原子力災害対策本部長から出荷制限の指示があり、一般への流通が制限されている ただし、平成28年3月の指示変更により、県が定める出荷・検査方針に従い出荷対象のツキノワグマ全頭を検査して食品添加物の規格基準(100Bq/kg)を超えないことを条件に出荷が可能となった <p>ケ 錯誤捕獲の防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、原則放獣 <p>(4) モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報(警察本部) ・ 捕獲個体情報(捕獲実施者) ・ 生息状況調査(目視：県が猟友会に委託、カメラトラップ：環境科学研究センター、定点観測カメラ：県が山形大学に委託) ・ 豊凶調査(環境科学研究センター) ・ 農林業被害(市町村、農林水産部) ・ 人身被害情報(市町村等) <p>(5) 人身への被害防止に向けた対策の取組み</p> <p>ア 県民や観光客への注意喚起</p> <p>イ 必要な情報の提供</p> <p>ウ 出沒地域等における警戒対応</p> <p>エ 総合的な対策実施のための連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣被害防止総合対策交付金や県単事業の活用による被害防止対策の推進を盛り込む。 ● 「捕獲以外の防除対策」について見直す ● 捕獲許可数について、捕獲水準を超えた捕獲が続いていることから、生息数水準や市街地等への出沒の増加等を踏まえつつ、捕獲以外の生息環境管理及び被害管理と防除対策(誘引物の除去、電気柵整備等)を行いながら、慎重に設定する必要がある。 ● 飲食店関係者が猟友会関係者にクマ肉の提供を求めた事案が発生したため、本県で捕獲されたツキノワグマの肉については出荷制限されていることについて明記されているが、わかりやすい表現にする必要がある。 ● イノシシの捕獲頭数の増加に伴い、錯誤捕獲の件数が増加している。錯誤捕獲の防止に関する仕組みが必要である。 ● 試行的に実施しているカメラトラップ調査の結果を生息頭数の推計に利用するとともに、目視調査を補完する目的としてカメラトラップ調査を継続していく必要がある。 ● ツキノワグマの市街地出沒時の基本的な対応について記述する。 	<p>⇒ 捕獲許可にあたっては、春季捕獲、有害捕獲、狩猟のバランスを取りながら、慎重に設定するとともに、捕獲以外の生息環境管理及び被害管理と防除対策による農作物被害の軽減を積極的に推進していくことを記載する。</p> <p>⇒ 本県で捕獲されたツキノワグマの肉から基準値を超える放射性物質が検出されていることから、ツキノワグマの肉を出荷するには、県の出荷・検査方針に従って受け入れたクマ肉で、放射性セシウム検査結果が100Bq/kg以下でなければ出荷できない旨をわかりやすく記載する。</p> <p>⇒ 錯誤捕獲を防止するため、頻繁にわなを見回ること、わなを設置した付近でツキノワグマの生息が確認された場合には、わなの形状の見直し、わなの移動や設置を一時的にやめる等、わなを設置する場合の基本的な事項を捕獲者へホームページや市町村・猟友会等への通知により周知する。</p> <p>⇒ 目視調査及びカメラトラップ調査の結果に基づいて、生息頭数を推計するとともに、より科学的な生息頭数の推定方法について検討する。</p> <p>⇒ ツキノワグマの出沒時対応のため、関係機関との連携訓練等について検討する。</p>
---	---	--

<p>8 第二種特定鳥獣管理計画の実施及び見直しに必要な事項</p> <p>(1) 各主体が果たす役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の理解協力のもと、市町村、県、国等の各機関、民間団体等は連携して個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の各種施策を実施 ・ 県は、関係機関等で組織する「第二種特定鳥獣管理連絡協議会」における調整等を通じて関係機関にフィードバックし、被害対策等へ反映する <p>(2) 隣接県等との調整 (略)</p> <p>(3) 普及啓発、広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町村は防除技術、生態等の情報収集を行うとともに、パンフレットの配布等により、住民や観光客に対し、ツキノワグマと遭遇しないための基本的な対応方法や被害防除法の普及啓発を実施 <p>(4) 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護及び動物愛護について総合的な知識と技術を持つ人材を育成するとともに新規狩猟者を育成支援、組織分野毎に期待される役割に応じた人材を育成する。 <p>(5) 県民合意の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活感覚や意識の相違等によって意見が大きく隔たる現状を解消し、協調を促進 		
資料編		